

府中町小規模事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の小規模事業者に対し、予算の範囲内で府中町小規模事業者支援金（以下「町支援金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 事業収入 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付された法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第34条第2項に規定する別表一の売上金額欄に記載されるもの、又は所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下「個人確定申告書」という。）の第一表若しくは地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する申告書（以下「町民税申告書」という。）における「収入金額等」の事業欄に記載される額をいう。

(交付対象者)

第3条 町支援金の交付対象となる者は、府中町を町民税の納税地とする小規模事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 広島県感染拡大防止協力支援金の受給対象ではないこと。
- (2) 令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 次のいずれかに該当する法人又は個人であること。

ア 令和2年1月1日時点で町内に事業実態のある事業所を有し、令和2年1月1日から令和3年2月28日までに町民税に係る申告をした又は申告予定である法人

イ 令和元年分の個人確定申告書又は町民税申告書の収入金額等において、事業収入が過半を占める個人

- 2 代表者又は役員等が、府中町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この項において「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する小規模事業者は、前項の規定にかかわらず、交付対象者としなない。

(交付金額)

第4条 町支援金の交付金額は、一の法人又は個人につき5万円とする。

(交付申請)

第5条 町支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、府中町小規模事業者支援金交付申請書（別記様式）に、その記載内容を証明するものとして別表左欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、交付対象者としての要件を満たしているかどうか審査し、町支援金の交付又は不交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により町支援金の交付を決定した場合にあっては決定通知を、不交付を決定した場合にあっては不交付決定通知を行う。

(交付の方法)

第7条 町支援金は、申請者名義の振込口座に限り交付する。

(交付決定の取消し及び町支援金の返還)

第8条 町長は、申請者が不正の手段により町支援金の交付を申請したと認めるときは、交付決定を取消し、又は既に交付した町支援金の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年5月22日から施行する。

別表（第5条関係）

申請者		書類
法人		1 直前の事業年度の確定申告に係る地方税法第321条の8に規定する申告書のうち府中町に提出したものの控え及び法人事業概況説明書の控え 2 振込口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカードの写し等） 3 その他町長が必要と認める書類
個人	所得税の青色申告を行っているもの	1 令和元年分の個人確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書1、2ページの控え 2 振込口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカードの写し等） 3 その他町長が必要と認める書類

	所得税の青色申告を行っていないもの	1 令和元年分の個人確定申告書第一表の控え又は令和2年度町民税・県民税申告書表面の控え 2 振込口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカードの写し等） 3 その他町長が必要と認める書類
--	-------------------	---

備考 申告書等の控えには収受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。なお、これらが添付できない場合は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できる場合に限り、押印等がないものの添付を認める。